

呉市教育委員会会議録
(令和7年2月26日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和7年2月26日定例会

1 開催日時 令和7年2月26日（水） 15:00開会
15:42閉会

2 開催場所 758会議室（呉市役所7階）

3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 佐々木元
委員 吉中由美子
委員 辻佑子
欠席委員 委員 大之木小兵衛

4 出席職員 教育部長 石川直之
教育部副部長 横田三奈
教育部副部長 伊藤賀世
教育部参事補兼呉高等学校事務長 羽田光利
教育総務課長 新本康司
学校施設課長 瀧川孝徳
学校教育課長 木屋善貴
学校安全課長 田村峡平
学校施設課主幹 丸石大
教育総務課課長補佐 橋本優子

5 傍聴者 1人

6 日程

- （1）会期決定について
- （2）前回会議の報告
- （3）報告第5号 令和7年度「呉の学校教育」について
- （4）教議第5号 学校施設等の建設計画について
- （5）教議第6号 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
- （6）教議第7号 臨時代理の承認について（令和6年度教育費補正予算）

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

本日、大之木委員から欠席の届出がなされておりますことを、御報告します。

それでは、日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、辻委員・佐々木委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」をお願いします。

橋本課長補佐 (令和7年1月24日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第6については、予算に係る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第5号 令和7年度「呉の学校教育」について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第5号「令和7年度『呉の学校教育』について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 それでは、報告第5号「令和7年度『呉の学校教育』について」御説明いたします。

令和7年度「呉の学校教育」リーフレットにつきましては、1月の定例教育委員会会議でお諮りし、委員の皆様から御意見等頂きました。本日は、リーフレットのQRコードの内容等について御報告させていただきます。

それでは、表紙の左下にあるQRコードを御覧ください。

こちらのQRコードを読み込むと、呉市教育大綱と呉市教育振興基本計画を見ることができるようになっております。また、本日の会議終了後、学校教育課のホームページに本リーフレットを掲載する予定です。そちらのホームページに掲載されたものが、左端のQRコードのホームページ掲載版から見られるようになります。

次に、リーフレットのページ内にあります三つのQRコードについて御説明いたします。

リーフレットを全て開いていただきまして、見開き左側の「令和7年度 3つの重点施策」の左から二つ目の「授業改善の推進」を御覧ください。右下にありますQRコードから、「授業改善の推進」についての詳細な内容を見ることができるようになっております。

タグに授業づくりと書いてあるA3版の資料を御覧ください。こちらが、QRコードで見ることができる「授業改善の推進」の詳細内容でございます。

上段につきましては、子どもの主体的な学びを実現するための「子どもの問いが生きる『考える授業づくり』」について示しております。

左側は、子どもが問いをもち、かわりを通して、自分の考えを深めていく「学びの過程」を示しております。右側は、子どもたちにとって主体的な学びを促す「授業者のファシリテーション」を示しております。

続いて、中段辺りのピンク色の部分を御覧ください。

先ほどの「考える授業づくり」を進める上で大切な「特別支援教育の視点を取り入れた工夫例」として、八つの例を示しております。

続いて、下段辺りの青色の部分を御覧ください。

「考える授業づくり」の基盤となる「生徒指導の実践上の視点」を示しております。

これらの視点を大切に、「子どもの問いが生きる『考える授業づくり』」に取り組むことで、子どもの主体的な学びを実現いたします。

この内容について、本日の会議終了後に、QRコードを作成し、添付いたします。

続いてリーフレットに戻っていただいて、「令和7年度3つの重点施策」の右端、「個を大切にした支援の充実」を御覧ください。右側の「つばきルーム紹介ホームページ」「いいばしょいろいろホームページ」「相談窓口の紹介」のQRコードを読み込みますと、教育委員会のホームページにつながり、学校安全課をはじめとした相談先一覧を見ることができます。

リーフレット下段の「呉市が進める小中一貫教育」を御覧ください。左下にある「小中一貫教育」についてです。

「中学校区の特色ある取組」として、「地域と共に行う幼小中合同避難訓練」「児童会・生徒会による話し合い」などの「児童生徒で創る学び」「ICTを効果的に使用した小中合同研修会」「小学校栄養教諭による乗り入れ授業」などの「小中をつなぐ指導の工夫」として、複数の実践を紹介しています。こちら、本日の会議終了後に、QRコードを作成し、添付いたします。

続いて、リーフレットの裏面を御覧ください。

裏面の下段にあります三つのQRコードについて御説明いたします。

一つ目、タグに「呉の主なあゆみ」と書いてある資料を御覧ください。

こちらは、「『歴史とものづくりのまち』呉の主なあゆみ」について示しております。

二つ目、タグに「関係法令」と書いてある資料を御覧ください。

平成19年度から積み上げてきた小中一貫教育を、今後も基盤としていく上で知っておくべきこととして、小学校、中学校及び義務教育学校の目的等を盛り込んでおります。

三つ目、タグに「小中一貫教育のあゆみ」と書いてある資料を御覧ください。

平成12年度から現在までの「呉市が進める小中一貫教育のあゆみ」について示しており、令和7年10月2日及び3日に実施する予定の第20回小中一貫教育全国サミットin呉の開催を記載しております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第5号「令和7年度『呉の学校教育』について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたら願

いたします。

辻 委 員 特別支援教育の視点を取り入れた工夫例というのは、本当に全ての先生方に持っていたきたい視点だなと思いながら拝見しました。

ちょっと仕事の関係でイギリスに行くことが多いのですが、イギリスのディスレクシアの専門の学校っていうところがいくつもあるんですけど、そういったところに、大体3割ぐらいディスレクシアがない子たちが希望して入っています。

その子たちに理由を聞くと、やり方とか学び方が、この学校の方が面白そうだったからとか、よく分かると聞いたからという理由で来られている。なので、学びに難しさのあるお子さんたちに合わせた学び方とか、勉強の仕方ってというのは、みんなにとってやさしい学び方であるということを、全ての先生方にこのような資料として知っていただきたいなと思います。

質問ですが、こういった特別支援教育の視点を取り入れてやっていこうというやり方について、この次の授業者のファシリテーションとかもあるんですけども、この辺りのやり方の研修がどのくらい行き渡っているのか教えてください。

木 屋 課 長 このリーフレットにつきましては、3月末に各学校に配布をして、先生方にこれを見ていただきます。

その前段として、このリーフレットの内容についても校長会、教頭会等で管理職の先生方に説明します。その後、呉市主催の様々な研修で活用しますが、まず4月に辞令を受けてすぐ、呉市に入られた先生方を対象とした研修でこのリーフレットを基に研修をします。

また、呉市主催の小中一貫教育コーディネーターの研修等、そういった研修の場で、このリーフレットも紹介しながら、内容についての研修をしていきます。

あと、指導主事の学校訪問がございます。授業を実際に見て、そこで指導助言をするわけですけども、このリーフレットは先生方皆さんお持ちなので、その際にこのリーフレットを活用して、具体の授業や子どもの姿を通して研修していくという流れになります。

以上でございます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第5号 学校施設等の建設計画について

教 育 長 次に、日程第4の教議第5号「学校施設等の建設計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

瀧 川 課 長 それでは、教議第5号「学校施設等の建設計画について」御説明しますので、資料の1ページを御覧ください。

本件は、令和7年度から令和11年度までの、学校施設等の建設事業の計画を定めるために提出するものです。

表では、参考に令和6年度の実施内容も記載しておりますが、令和7年度は小学校建設事業を4校4事業、中学校建設事業を2校2事業、音戸学校給食共同調理場建設事業を1場1事業計画しております。

令和6年度に学校施設の耐震化100%が完了するため、今後は校舎等の長寿命化を重点的に実施いたします。

長寿命化の手法といたしましては、まず耐力度調査を行い、その結果に応じて、建替えや改修を行ってまいります。

なお、耐力度調査とは、文部科学省の国庫補助を受けるために必要な調査で、建物の老朽度を数値化し、その調査結果によって、建替えか改修かを判断する調査でございます。

それでは、事業ごとに、事業内容及びスケジュール案を御説明いたします。

最初に、小学校建設事業です。

令和7年度に実施する主な事業を御説明いたします。

5行目の広小学校と6行目の和庄小学校につきましては、今年度から実施しております長寿命化改修のための実施設計を引き続き行います。

7行目の宮原小学校と8行目の港町小学校につきましては、解体した耐震性のない校舎に代えて、新しい校舎の建設工事を行い、宮原小学校は令和7年度末、港町小学校は令和8年度末の完成を目指します。

続きまして、中学校建設事業です。

11行目の両城中学校は、今年度から実施しております建替対象となった校舎や体育館の実施設計を、引き続き行います。

12行目の昭和中学校につきましては、今年度から実施しております、建替対象となった校舎の実施設計を引き続き行い、併せまして、既存校舎の改修と建替対象となった校舎の解体撤去に着手します。なお、既存校舎の改修とは、仮設校舎の建設を行わず、建替対象となった校舎の機能を、既存校舎の空き教室等へ移す作業になります。

続きまして、音戸学校給食共同調理場建設事業です。

音戸学校給食共同調理場につきましては、今年度行った実施設計を基に、新施設の建設工事に着手し、令和9年1月からの、新施設を利用した給食の提供を目指します。

なお、1行目の坪内小学校及び13行目の天応学園につきましては、令和6年度末をもって事業完了となります。

また、2行目から4行目の広南小学校、三坂地小学校、長迫小学校、9行目と10行目の郷原中学校、豊浜中学校につきましては、今年度、長寿命化に基づく耐力度調査が完了いたしました。

なお、次ページ以降に、施設ごとの計画概要をお示ししておりますが、時間の関係もございますので、詳細については説明を省略させていただきますのでご確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の教議第5号「学校施設等の建設計画について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

辻 委 員 質問があります。ここに挙がっていない学校もたくさんあると思いますが、それらを踏まえ、既に工事済みだとか、安全である、耐震性があるということが分かっている状態だからここに載せていないと思っていいのかということが一つ。あと、全

部の壁を叩いて検査しないといけなかったが、それができてなかったという案件があると思うのですが、それを行ったら、もしかしたら、この計画に何か更に加えてやらないといけないことが起こってくるのではないのか、ということが気になりました。

質問している意図としては、ほかにも多くの学校がある中で、これらの学校だけをここに出していただいている背景があるのだろうと、その中の文脈というか背景が、少なくとも私には見えてない状態で、今まで何か聞き漏らしたりしていたら申し訳ありませんが、そもそもこれらの学校だけが、今このように計画に挙がっているというところの背景が知りたいです。

それがなぜかという、今までの教育関係の予算を見てきて、建設関係がものすごく額が大きいので、今後の予算とかにも大きく関わってくる部分だろうと思えますので、この計画が変わる可能性があるなら、早くそれらの要素を知っておきたいなと思ったので質問させていただきました。

瀧川課長 まず、こちらに挙げております学校ですが、令和2年度末、令和3年3月に呉市立学校施設長寿命化計画を策定しております。これにつきましては、令和3年度から令和12年度までの10年間の学校施設の長寿命化につきまして計画しております。

その計画に基づきまして、改修や改築を行います、そのうち、令和7年度から令和11年度に何らかの事業を行うものを挙げております。

打診調査につきましては、建築基準法第12条により、施設につきましては3年に1度、設備につきましては毎年調査が必要で、委員の言われました調査が漏れていたというのは10年に1度全面打診をしなければならないものです。その調査につきましては、今年度発注をいたしまして、来年度夏頃にかけて調査する予定となっております。

その調査結果によって校数が増えるのかとの御質問ですが、ここで言います長寿命化計画は、学校施設を長期間使うために行う改修でございまして、12条点検は外壁の浮きの有無等の点検になります。この点検で見付かったものにつきましては、その都度修繕になりますので、こちらには挙がってきません。

教育長 もう一つ、全て安全かというところ。耐震性については、坪内小が終了して耐震性の確保が全部できるということ。

これは小、中、高等学校の長寿命化計画で、その計画を立てた中で、今の耐震性が確保されるけれども、その施設を維持補修しながら長持ちさせるという計画が長寿命化計画。

12条点検は、先ほど言ったように、10年に1度の部分をやってなかった分については点検をやった上で判断してというところですよ。

佐々木委員 前回の会議の時に、エアコンの設置で体育館の改修がいる等の話が出ました。

その改修等をする事で長寿命化と耐震が終わった順番や耐用年数によって、とりあえず来年度は5校から始めていきますが、ここの中に港町小や、豊浜、両城中学校体育館の改築は、これとはまた別案件として進める理解でいいですか。

瀧川課長 こちらの表に挙がっておりますのは、体育館の施設を長く使うための改修を行うもので、体育館の空調を付ける場合の改修に必要なのは、断熱性能を上げるというのが交付金を活用するための条件になっておりまして、そのための改修を行うということになります。

佐々木委員 優先順位の付け方が、長寿命化と耐震化の状況によってやっていくという話があったと思うのですが、その辺のところは、これと少しリンクしているという考えなのか、それとも事業が違うから別案件として捉えているということですか。

瀧川課長 まず、体育館空調の設置につきましては、建築年次の新しいものから地区ごとに分けて選定を行っております。理由といたしましては、今申しました断熱性能を上げる施工をすればよいと申しますか、建築年次が新しい場合、程度がよいということで、他の改修をする必要がないというところから、まず、新しい体育館から空調を設置するように考えております。

今後につきましては、空調設置を前提とする中で長寿命化を図る。あるいは、長寿命化改修等が、空調の設置とセットでできるような改修ができればと考えております。

教育長 プレス発表した時には、小中学校のエアコン設置についての補助要件が緩和されたので早速やっていこうということで予算化し、実施設計をします。

それから、この5校に決めたのは、断熱性を確保するためには新しい建物の方がやりやすいということと、避難所をちゃんと兼ねているという、この二つで地区ごとに五つ。

今後については、令和17年に設置率を95%に向けてやっていくという目標を立てた中で、どこからやっていくかは、これから庁内で、長寿命化のことも含めてしっかりと検討していくということで、まだ設置の順番などは白紙の状態ということです。

佐々木委員 体育館が3校改築されますが、改築をしたら耐用年数上がるから、優先順位も上がるということなのか。その辺のリンクはあるのか、別の話なのか教えてください。

瀧川課長 まず、今後改築していく体育館につきましては、空調を設置したいと考えております。

ただ、港町小学校につきましては、設計段階で空調の設置を設計に入れておりませんでしたので、現段階では設置をすることは確定しておりませんが、今後、協議をする中で、空調設置の検討をしてまいりたいと考えております。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか

(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

教議第6号 呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について

教育長 次に、日程第5の教議第6号「呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木屋課長 教議第6号「呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料19ページを御覧ください。議案資料を基に、御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨についてですが、2点ございます。

1点目は、このたびの改正につきましては、JETプログラム参加者の報酬額が見直されるため、令和7年度から外国語指導助手の報酬を変更するとともに、字句の訂正を行うものです。

JETプログラムとは、外務省、総務省、文部科学省、自治体国際化協会の協力の下、地方公共団体が、諸外国の若者を地方公務員等として任用し、日本全国の小学校、中学校や高校で外国語やスポーツなどを教えたり、地方公共団体で国際交流のために働いたりする機会を提供する事業であり、令和6年度の呉市の外国語指導助手は、いずれもJETプログラム参加者です。

2点目は、刑法の一部改正により、「懲役」「禁錮」を「拘禁刑」に改めるとともに、所要の経過措置を設けます。

2の改正の内容につきましては、3点ございます。

1点目は、まず新旧対照表を御覧ください。第5条の「報酬及びその計算」の来日1年目から4年目以降の月額及び年額報酬を変更しております。

2点目は、字句の訂正を行います。

3点目は、第30条の「免職・休職等」の「禁錮」を「拘禁刑」改めるとともに、所要の経過措置を設けるための付則を定めます。

3の施行期日につきましては、第5条の「報酬及びその計算」については、令和7年4月1日ですが、第30条の「免職・休職等」については、刑法等の一部改正の施行日に合わせて、令和7年6月1日としております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第5の教議第6号「呉市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

辻 委 員 改正前と改正後の比較表を拝見すると、改正前には、各種税とか保険については誰がどう負担するみたいなことが書かれていますが、今回の改正後の方にはそれが明記されない状態になっていますが、これは税や保険を納める人が変わってしまうのか、別の条項に組み込まれた等ということがあるのかというのが質問としてあるのと、あとはJETプログラムに合わせたということですので、日本全国でこの金額でいっているのかなと思うのですが、他県とか諸外国とかと比べたときに、このプログラムに応募したいなあと、ちゃんと魅力のある金額になっているのかなということが気になりました。

日本は今、文化的なコンテンツでまだ人気があるけれども、何かいろいろなもの、海外からいらっしゃる方に、給料は少ないよねと言われがちだということを聞いたものですから、この額が魅力的に映っていくといいなあとというふうに。これは感想です。

木 屋 課 長 御指摘いただきました改正前の源泉所得税他、下線が引いているところが改正後は明記していないことにつきましては、外国語指導助手に今までと変わりなく負担していただくことになります。その他の会計年度等の規則には明記されていないものが外国語指導助手に限って書いているような状況でしたので、他の会計年度任用職員に合わせて整理しました。

また、先ほど御意見いただきました報酬につきましては、J E Tプログラムの基準に合わせてということで今回改正しておりますけれども、多くの人材をしっかりと確保できるように、それから、呉で働いていただいているA L Tの方にまず満足していただくとか、あるいはやりがいを感じていただくというところが一番だろうと思いますので、そういった環境づくりに努めてまいりたいと思います。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決します。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

(1 5 : 3 6)

教議第7号 臨時代理の承認について（令和6年度教育費補正予算）
--

(非公開案件です。)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(1 5 : 4 2)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 辻 佑 子 ）

（ 委 員 佐々木 元 ）

（令和7年2月26日定例会）